

第 55 回 横浜市発達障害検討委員会 次第

【日時】令和 4 年 8 月 25 日（木）18 時 30 分～20 時 30 分

【場所】市庁舎 18 階会議室 みなと 1・2・3

1 開会

- (1) 事務局あいさつ
- (2) 委員・事務局の紹介
- (3) 委員長及び職務代理者の選出

2 議題

- (1) 令和 4 年度 横浜市発達障害検討委員会の進め方について【資料 1】
- (2) 発達障害児・者に係る施策の取組について

ア 地域療育センターの見直しについて【資料 2】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	II 保護者及び 家族への支援	III 支援機関の連携 と役割分担	IV 支援体制の 強化・充実
--------------	--------------	--------------------	----------------------	-------------------

イ 学齢後期障害児支援事業について【資料 3】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	II 保護者及び 家族への支援	III 支援機関の連携 と役割分担	IV 支援体制の 強化・充実
--------------	--------------	--------------------	----------------------	-------------------

ウ 横浜市立高等学校における「通級による指導」の開始について【資料 4】

【答申】 関連項目	I 本人への 支援	IV 支援体制の 強化・充実
--------------	--------------	-------------------

3 その他

答申（令和 2 年 6 月）における 6 つの大項目

I 本人への 支援	IV 支援体制の 強化・充実
II 保護者及び 家族への支援	V 人材育成
III 支援機関の連携 と役割分担	VI 障害理解の 促進・普及啓発

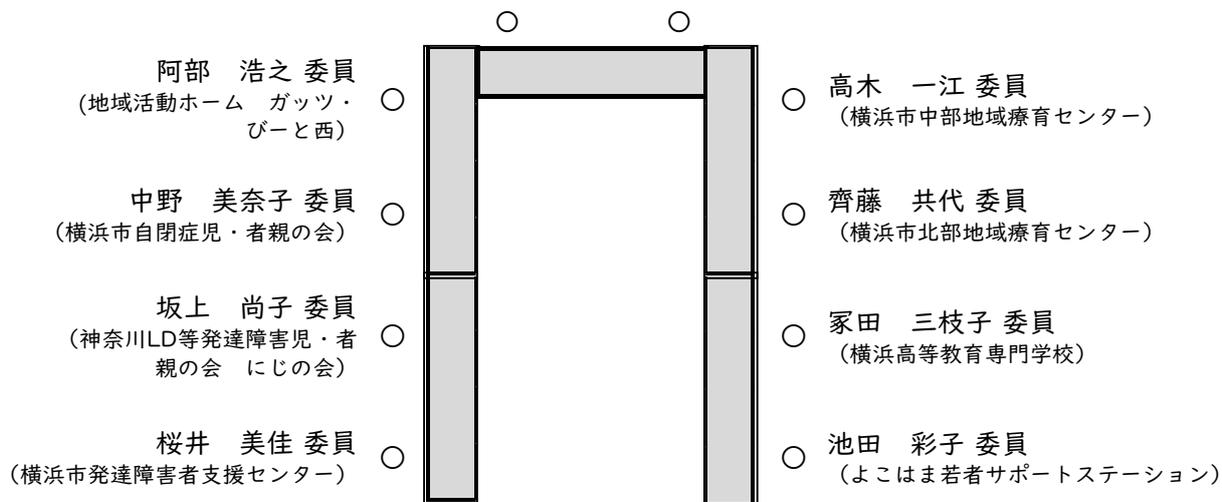


各取組について、関連する
主な項目をマークで示して
います。

第55回 横浜市発達障害検討委員会 座席表

平田 幸宏 委員 渡部 匡隆 委員

(東洋英和女学院大学人間科学部) (横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻)



司会

●
障害施策推進調整係長

事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--

●	●	●	●	●	●	●
特別支援教育担当課長	インクルーシブマネジメント	子ども福祉担当部長	医務担当部長	障害福祉保健部長	障害福祉保健部長	障害施策推進課長

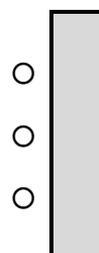
事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--

●	●	●	●	●	●	●
特別支援教育相談課長	障害児福祉保健課長	精神保健福祉課長	障害施設サービス課長	障害自立支援課長	障害自立支援課長	企画課長

事務局			事務局		
-----	--	--	-----	--	--

●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●
		保育・人材支援担当課長	保育・教育支援課長	保育・教育支援課長	青少年相談センター所長	企画調整課長

傍聴席



令和4年度 横浜市発達障害検討会委員名簿

(敬称略)

		氏 名	所 属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学大学院 教育学研究科高度教職実践専攻
2	学識経験者	平田 幸宏	東洋英和女学院大学人間科学部
3	教育関係者	冢田 三枝子	横浜高等教育専門学校
4	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
5	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	齊藤 共代	横浜市北部地域療育センター
6	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	阿部 浩之	地域活動ホーム ガッツ・びーと西
7	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市発達障害者支援センター
8	障害児・者の福祉に関する事業に従事する者	池田 彩子	よこはま若者サポートステーション
9	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
10	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人横浜市自閉症協会

令和4年度 横浜市発達障害検討委員会事務局名簿

事務局	局名	補職名	氏名
事務局	健康福祉局	障害福祉保健部長	西野 均
		企画課長	粟屋 しらべ
		障害施策推進課長	佐渡 美佐子
		障害自立支援課長	今井 智子
		障害施設サービス課長	高橋 昌広
		精神保健福祉課長	中村 秀夫
	こども青少年局	こども福祉保健部担当部長	浦崎 真仁
		医務担当部長	岩田 眞美
		企画調整課長	田口 香苗
		障害児福祉保健課長	及川 修
		青少年相談センター所長	小栗 由美
		保育・教育支援課長	小田 繁治
		保育・教育支援課人材育成・向上支援担当課長	野澤 裕美
	教育委員会事務局	インクルーシブ教育エグゼクティブマネジャー	佐藤 祐子
		特別支援教育課長	高木 美岐
特別支援教育相談課長		畠山 重徳	
事務担当	健康福祉局	障害施策推進課施策調整係長	田辺 興司
		障害施策推進課相談支援推進係長	渡辺 弥美
		障害施策推進課担当係長	川上 俊輔
		障害自立支援課就労支援係長	内山 博人
		障害施設サービス課地域施設支援係長	坂井 良輔
		障害施設サービス課共同生活援助担当係長	佐藤 央一
		精神保健福祉課精神保健福祉係長	岡田 由起子
	こども青少年局	障害児福祉保健課担当係長	畑下 陽介
		障害児福祉保健課担当係長	嶋田 慶一
		障害児福祉保健課整備担当係長	枇榔 直子
	教育委員会事務局	特別支援教育課担当係長	伊藤 亜希
		特別支援教育相談課担当係長	市川 友美

令和 4 年度 横浜市発達障害検討委員会の検討内容について

1 横浜市発達障害検討委員会について

市内の発達障害児・者について、各ライフステージに対応する支援体制の整備を図り、発達障害児・者の福祉の向上を図ることを目的とした協議の場です。

横浜市障害者施策推進協議会運営要綱第 5 条に定める横浜市障害者施策推進協議会の部会として、平成 17 年から設置しています。

2 検討内容

(1) 平成 30 年度以降の検討内容

【平成 30 年度～令和元年度】

テーマ：「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者」への総合的な支援について

内容：平成 30 年度は、施策の再構築に係る方向性について議論しました。令和元年度には、市長からの諮問を受け、具体的な施策展開に関する答申*作成のための議論を行いました。

【令和 2 年度～令和 3 年度】

テーマ：横浜市の発達障害児・者への施策展開に関する P D C A サイクルの、各段階における評価・検証

内容：答申に記載した内容に関する、取組状況等の評価・検証を中心とした議論を行いました。

(※) 答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について（横浜市障害者施策推進協議会／令和 2 年 6 月 29 日）」

■ 概要

対象児・者への施策を展開するにあたり、重要な視点を示したもの。

【要点】

1 気づきの促進と未来につながる支援 (Right time & Bright life)

「早期発見・早期療育」だけでなく、その人にとって適切な時期に適切な支援につなぐことが重要である（表題のフレーズを用いて、この理念を表現）。

2 地域社会全体の、包括的な支援体制の構築

障害児・者を主たる支援対象としない機関等（保育所、幼稚園、学校、就労先等）も含め、地域社会全体で包括的な支援体制を構築することが重要である。

3 「0 次支援」の重要性

障害児・者への相談支援機関等による適切な対応につなぐためには、障害児・者を主たる支援対象としない機関が、身近な地域の中で対象児・者の生きづらさに気づき、受け止めることが重要である。

■ 答申等に対する行政対応

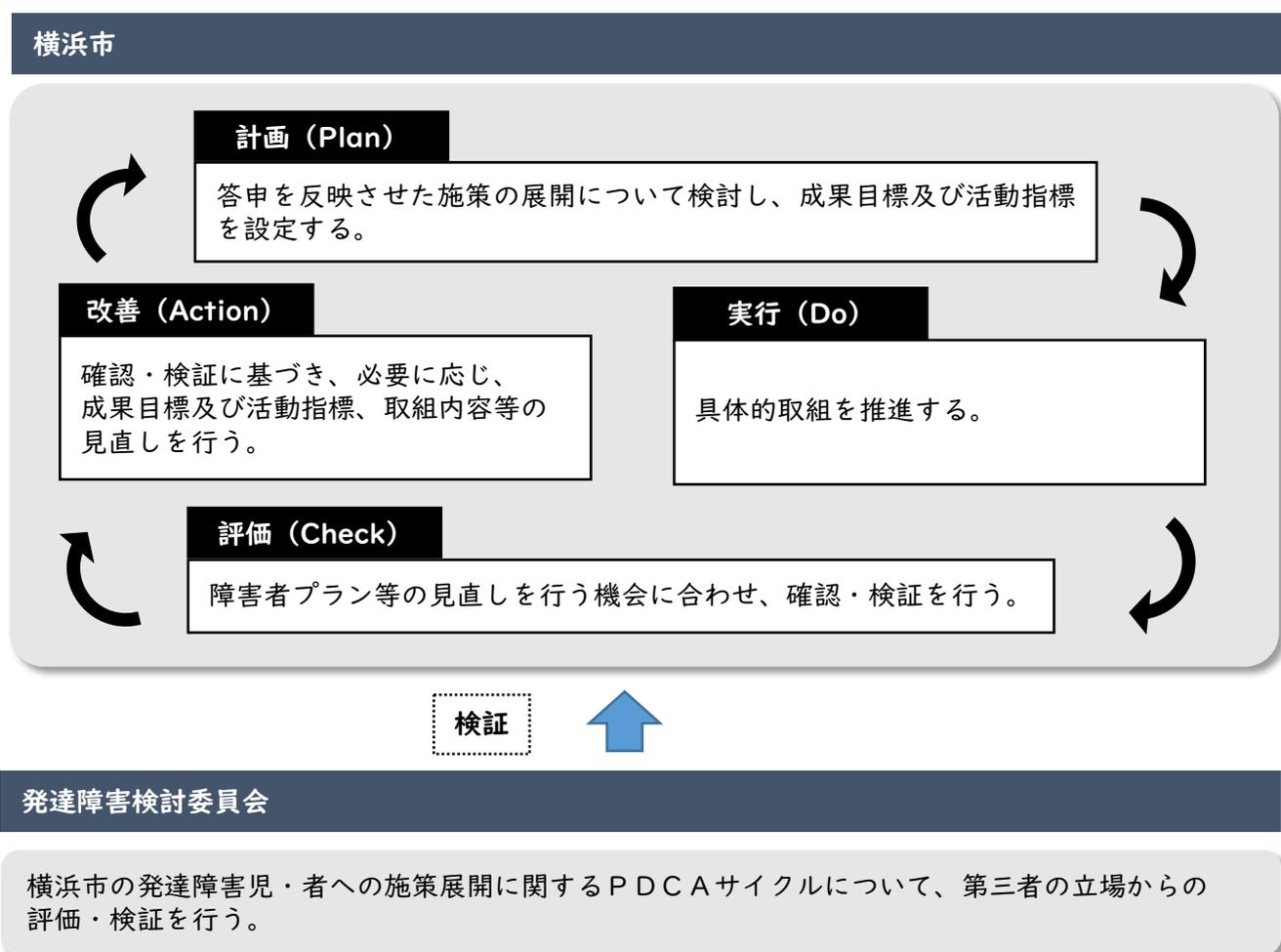
答申で示された提言について、第 4 期障害者プラン等に反映の上、具体的な施策として展開していく。また横浜市発達障害検討委員会等で、取組状況や効果等を定期的に確認・検証する。

※ 答申で示された提言のうち、第4期障害者プラン等に反映した主な施策については【別紙】を参照。

(2) 令和4年度の検討内容

令和4年度の横浜市発達障害検討委員会では、横浜市障害者施策推進協議会による答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」(令和2年6月)に基づく、横浜市の発達障害児・者への施策展開に関するPDCAサイクルへの評価・検証を中心とした議論を行います。

【イメージ】横浜市の発達障害児・者への施策展開と、発達障害検討委員会における検証について



3 令和4年度の開催日程

- 第55回(令和4年度第1回): 令和4年8月25日(木)18時30分~20時30分
- 第56回(令和4年度第2回): 令和5年1月30日(月)19時00分~21時00分

【別紙】答申で示された提言のうち、第4期障害者プランに反映した主な施策

取組	事業名	事業内容	中間期(令和5年度)目標	令和8年度目標	
4 相談支援	発達障害者支援センター運営事業	発達障害者支援センターと、地域の支援機関との連携の仕組みを整理し、相談支援体制の強化を図ります。	推進	推進	
1-1 住まい	サポートホーム事業	発達障害のある入居者に対し、地域生活に向けた準備のため、生活面のアセスメントと支援を実施する「サポートホーム」の効果を検証するとともに、支援方法を地域の事業所等へ拡大させていきます。	推進	推進	
3-1 療育	地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	推進	推進	★
3-1 療育	ペアレントトレーニング実施者の養成	子ども本人への支援と合わせて重要である保護者への支援として、主に障害児通所支援事業所等において、職員に対しペアレントトレーニング実施者養成研修を行います。	推進	推進	
3-1 療育	学齢後期障害児支援事業	学齢後期(中学生・高校生年代)の発達障害児等が安定した成人期を迎えられるよう、児童や家族等からの相談に専門的な指導、助言を行います。 また、関係機関と連携し、発達障害に起因する問題の解決に向けた支援を行います。	4か所	4か所	★
3-2 教育	横浜型センター的機能の充実	地域療育センターや特別支援学校、通級指導教室等の担当者が、小・中学校や児童生徒、保護者からの相談に対応するなど、特別な支援が必要な児童生徒を支援します。	推進	推進	
3-2 教育	障害特性に応じた教育の充実	個別支援学級に加えて、一般学級においても、特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、ケーススタディを重視した研修を充実させます。全ての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援が行えるよう専門性の向上を図ります。 また、小・中学校の教員が特別支援学校教諭免許状を取得するための受講料助成事業を新たに実施します。	実施	実施	
3-2 教育	巡回型指導の実施による通級指導の充実	児童生徒の在籍校を巡回して指導を行う「協働型巡回指導」を実施します。通級指導の担当教員が在籍校を訪問し、児童生徒の指導や授業参観を行うとともに、学級担任等と日常的に情報を共有するなど、協働して学校生活を支援します。	実施	実施	
4-3 スポーツ・文化芸術	(仮称)読書バリアフリー法に基づく横浜市計画の策定、推進	読書バリアフリー法に基づく、地方公共団体の計画として策定し、計画に基づく取組を推進します。	策定・推進	推進	

(利用見込量)

取組	指標名	令和3年度 計画値	令和4年度 計画値	令和5年度 計画値
4 相談支援	発達障害者支援地域協議会の開催件数	3件	3件	3件
4 相談支援	発達障害者支援センターによる相談件数 (学齢後期障害児支援事業分を除く)	3,500件	3,500件	3,500件
4 相談支援	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(学齢後期障害児支援事業分を除く)	55件	55件	55件
1-2 暮らし	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 (学齢後期障害児支援事業分を除く)	1,000件	1,000件	1,000件
3-1 療育	ペアレントトレーニング実施者養成研修(事業所数/年)	15か所	30か所	30か所
3-1 療育	子ども・子育て支援等(保育所、放課後児童健全育成事業所等)における障害児の受入れ体制の整備	推進	推進	推進
3-1 療育	発達障害者支援センターによる相談件数 (学齢後期障害児支援事業分)(延べ相談件数/年)	6,000件	6,000件	7,200件
3-1 療育	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発(学齢後期障害児支援事業分) (件数/年)	25件	25件	30件

地域療育センターの見直しについて

令和 2 年 6 月にいただいた答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」を受けて、地域療育センターの利用の流れやサービス内容の見直しを進めることとします。

1 現状

発達障害児等の増加に伴い、地域療育センターの利用を希望する児童が増加し、利用申込から支援開始（初診）まで令和 3 年度末で 4.6 か月程度を要しているほか、保育所等を利用する障害児の増加により、地域療育センターが行う保育所等への巡回訪問のニーズが一層高まっています。

2 見直しに係る検討について

(1) 地域療育センターあり方検討会について

発達障害児のさらなる増加傾向等、地域療育センターを取り巻く環境の変化及び横浜市障害者施策推進協議会からの答申を踏まえ、地域療育センター運営法人 3 法人と市による検討を実施しています。

(2) 検討内容について

- ・利用申込後の待機期間について
- ・集団療育について
- ・保育所等への支援について

3 見直しの方向性について（あり方検討会での方向性）

(1) 利用申込後の待機期間への対応

これまでは初診後にサービス開始としていましたが、利用申込後 2 週間以内に利用面接（初回面接）を行い、必要なサービスの提供を早期に開始します。

ア 待機期間を 2 週間程度に短縮できるようにします。

⇒速やかにソーシャルワーカーによる「利用面接」を実施

イ 保護者が抱える悩みや負担を早期に解消できるようにします。

⇒心理職や保育士、ソーシャルワーカー等を配置し、「ひろば事業（親子で参加）」や心理職等による面接などの一次支援を実施することで、お子さんの状態や支援の方向性を確認。

※医師の診察については、担当するソーシャルワーカー等が適宜調整を図りながら、必要なタイミングで診察を受けられるようにしていきます。

ウ 一次支援後、必要に応じて診察や検査等も実施し、様々な職種が関わって総合評価を行い、総合プランを作成します。また、その結果を障害児相談支援にも活かしていきます。

(2) 集団療育の見直し

- ア 看護職の増員等により、医療的ケアが必要な児童等への対応を充実します。
- イ センターの通園を利用する際のきょうだい児の預かりについて支援します。
- ウ 必要に応じて、週1日通所のクラスについて、保育所等への訪問支援日に充てるなどの設定の工夫を引き続き行っていきます。
- エ 東部地域療育センターは利用児童数が急増しているため、新たに場所を借上げ集団療育の受入数を増やします。

(3) 保育所等への支援の拡充

障害のある児童が利用している保育所等からの技術支援の依頼に応えられるようソーシャルワーカー等を増員し、「巡回訪問」等の回数を拡大します。

4 今後の進め方

専門職等による早期の相談対応や、ひろば事業などによる一次支援充実、保育所等への巡回訪問数の拡大のため、専門職の雇用・育成や、場所の借上げ等が必要となります。今後、実施に向けた庁内における調整（予算の確保等）、及び運営法人による専門職の確保・育成を行い順次進めていきます。

参考：横浜市障害者施策推進協議会からの答申について

令和元年5月27日付で、横浜市長より「横浜市障害者施策推進協議会」に対して「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」諮問し、令和2年6月に答申を受けました。

「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的な施策の展開について」答申（一部抜粋）

「地域療育センターにおける療育体制の抜本的な見直し」

- 「医療前置」の支援から、相談等の福祉型支援を拡充した「総合的なチームによる支援」への転換
- 保育所や幼稚園等との並行通園児が利用しやすい集団療育の提供
（多様な集団療育の頻度や内容設定、並行通園先へのアウトリーチによる支援等）
- 総合評価機能に基づく、専門性の高い障害児相談支援の拡充
- 関係機関等の対応力向上につながる支援の充実とそれに対応できる職員の確保・育成
- きょうだい児を含む家族への支援の充実

学齢後期障害児支援事業体制強化に向けた取組の実施状況について

発達障害検討委員会
令和4年8月25日
こども青少年局障害児福祉保健課

I 学齢後期障害児支援事業所との意見交換会の開催

本事業の役割・機能等に係る課題解決や体制強化に係るアイデアを共有するとともに、「市民ニーズ等を踏まえた事業拡大の方向性」について意見交換を行うことを目的として、学齢後期障害児支援事業所（小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター、横浜市学齢後期発達相談室くらす）と意見交換会を令和3年10月より月1回程度開催しています。

(1) 実施状況

	議題
第1回	1 意見交換会開催の目的 2 学齢後期障害児支援事業体制強化の方向性 3 各施設で実施する取組に係る強みや事業効果等の共有
第2回	課題の整理～各事業所の相談支援の対応状況を踏まえて～
第3回	統計の整理の方向性検討
第4回	役割の整理の方向性
第5回	1 学齢後期障害児支援事業に係る令和4年度の取組について 2 学齢後期障害児支援事業に係る課題の整理（現状・課題・今後の方向性）
第6回	1 学齢後期障害児支援事業検討会の開催について 2 学齢後期障害児支援事業検討会資料案について (1)学齢後期障害児支援事業について (2)学齢後期障害児支援事業実績について (3)学齢後期障害児支援事業の課題と今後求められる役割について
第7回	第2回学齢後期障害児支援事業検討会資料案について（本事業の実績・課題の分析） ○本事業の主たる対象者について ○関係機関との連携について

(2) これまでに出された主な意見

- ・医療型事業所では、診療所としての機能を有するため、（制度利用等のための）意見書等作成に係るニーズが増加しており、それにより迅速な相談対応が困難になる場合が生じている。
- ・本事業の対象者は、普通級に通学する児童及びその保護者が大半を占めているため、教育機関との連携に課題がある。
- ・本事業は、二次相談支援機関として位置づけられ、一次相談支援機関を後方支援する役割を担うこととされているが、市民からは直接的な相談窓口として認識されているため、現体制で二次相談支援機関としての役割を担うことは困難である。各相談支援機関の本事業に対する認識も含め、きちんとした理解をしていただいたうえで再整理が必要である。
- ・各事業所で本事業の実施目的や対象者、具体的な対応について、3事業所間で共通認識を持ちながら、本事業の体制強化を図る必要がある。（現状では、3事業所間で若干差異が生じている。）
- ・（特に、手帳を所持しない方について）18歳以降の相談支援機関が明確ではないため、引継ぎを十分に行うことができないケースが生じている。
- ・発達障害児の医療体制については、既存の医療機関による対応がひっ迫しているため、今後、検討が必要である。

(3) 今後の予定

機能強化に向けた具体的な取組の検討、相談支援機関としての役割の整理 他

2 学齢後期障害児支援事業検討会の開催

(1) 概要

- ア メンバー（意見聴取内容に応じて、以下に加え臨時委員を1名程度招集する予定）
- 学識経験者 渡部 匡隆（横浜国立大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻）
- 医療従事者 高木 一江（横浜市中部地域療育センター）
- 障害児・者福祉従事者 桜井 美佳（横浜市発達障害者支援センター）
- 障害児・者やその家族 坂上 尚子（神奈川LD等発達障害児・者親の会にじの会）
- 障害児・者やその家族 中野 美奈子（一般社団法人 横浜市自閉症協会）

イ 検討内容

- ・本事業の周知（市民向け、関係機関向け）
- ・本事業を進めるうえでの関係機関（学校等）との連携
- ・本事業の利用児童の成人期への移行に向けた支援
- ・（増加するニーズを踏まえ）今後、本事業に求められていく役割

(2) 実施状況

	議題
第1回	1 横浜市学齢後期障害児支援事業検討会について 2 学齢後期障害児支援事業について 3 学齢後期障害児支援事業実績について 4 学齢後期障害児支援事業の課題と今後求められる役割について
第2回	1 学齢後期障害児支援事業の主たる対象者の整理に係る課題や今後の対応の考え方 2 学齢後期障害児支援事業所と主な関係機関との連携の状況と主な課題

(3) これまでに出された主な意見

- ・二次相談支援機関としての本事業の役割が分かりづらく、整理が必要である。二次相談支援機関としての役割が定着するには時間をかけて丁寧に進めていく必要がある。
- ・二次相談支援機関であるものの、特に軽度の知的障害のある、もしくは知的障害を伴わない発達障害児及びその保護者にとっては、発達障害に関する十分な理解のある相談窓口が少ないため、本事業で相談窓口の機能を担うことは重要である。
- ・特に、学齢後期について発達障害に理解のある相談窓口は非常に少ないので増やすべきである。
- ・本事業が連携する関係機関は、一次相談支援機関だけでなく、学校等が重要な連携先となる。
- ・本事業の主たるターゲットは、一定程度絞って整理していく必要がある。（中度・軽度の方を主たる支援対象とすることが重要なのではないかと思われる。）
- ・医療型事業所について、相談機関という認識が十分に浸透していないと感じる。今後、体制強化を図るうえで、医療型・福祉型という分類について、見直しが必要である。
- ・発達障害児の医療に係る課題について、きちんと市として議論すべきである。
- ・地域療育センターで支援をしてきた児童への対応は、今後地域療育センターの見直し等も踏まえながら十分に議論していく必要がある。

(4) 今後の予定

これまでに出された意見を踏まえ、今後の本事業の目的や役割等を確認するとともに、課題となっている成人期への移行について、意見交換を行う予定。

3 今後のスケジュール

- 令和4年度 下半期 検討のまとめ、事業拡充の具体的な方針の確定
- 令和5年度 令和6年度以降の事業に係る事業者選定の実施

第1回 横浜市学齢後期障害児支援事業検討会

令和4年6月30日(木) 10:00~12:00

市庁舎18階 みなと9会議室

次 第

- 1 横浜市学齢後期障害児支援事業検討会について
- 2 学齢後期障害児支援事業について 資料1
- 3 学齢後期障害児支援事業実績について 資料2
- 4 学齢後期障害児支援事業の課題と今後求められる役割について 資料3
- 5 その他

学齡後期障害児支援事業検討会 委員名簿

		氏名	所属
1	学識経験者	渡部 匡隆	横浜国立大学 大学院教育学研究科高度教職実践専攻
2	医療従事者	高木 一江	横浜市中部地域療育センター
3	障害児・者の福祉に関する 事業に従事する者	桜井 美佳	横浜市発達障害者支援センター
4	障害児・者やその家族	坂上 尚子	神奈川LD等発達障害児・者親の会 にじの会
5	障害児・者やその家族	中野 美奈子	一般社団法人 横浜市自閉症協会

※ 意見聴取内容に応じて、臨時委員を1名程度招集します

1 本事業の概要について

学齢後期障害児支援事業は、平成 13 年度より事業開始し、学齢後期（中学・高校生年代）の主に発達障害のある児童（疑い含む）に対し、生活上の課題の解決や安定した成人期への移行を支援しています。「医療型」事業所（小児療育相談センター、横浜市総合リハビリテーションセンター）と「福祉型」事業所（学齢後期発達相談室くらす）があり、専門性の高い相談支援、通学先等関係機関との調整などを行うほか、「医療型」事業所では、診療機能と連携を図りながら相談支援を行っています。

学齢後期の発達障害児及びその保護者からの直接的な相談対応を行うほか、二次相談支援機関として他の機関と異なり、専門知識を生かして基幹相談支援センター、区福祉保健センター等の一次相談支援機関等が行う支援をサポートする役割も担っています。

○本市 WEB サイトより

学齢後期（中学生・高校生年代）の主に発達障害児を対象に、専門機関による診療や相談支援を行っています。事前にお電話でご予約ください。

【支援の内容】

- ・発達障害児等及びその家族等に対する相談支援、発達支援、勉強会やグループ活動実施
- ・発達障害児等に対する診療等、心理的評価（※診療等は医療型のみ）
- ・学校等関係機関への発達障害児支援に関する助言（コンサルテーション）

○利用の流れ等について、各事業所が市民向けに案内している内容

別紙参照

○二次相談支援機関としての役割（第 4 期障害者プランより抜粋）

	役割	機関
身近な相談者	日頃の関わりの中で、何気ない会話に含まれている相談に気づき、必要に応じて適した相談支援機関につなげます。	学校、施設、医療機関、近隣住民、サービス提供事業者、グループホーム、作業所、地域ケアプラザ、障害者支援センター、区社会福祉協議会、中途障害者地域活動センター、ピア相談センターなど
指定特定相談支援事業所	計画相談支援を利用する方の支援の中心を担います。	各指定特定相談支援事業所
一次相談支援機関	地域の相談支援専門機関として、どんな相談でも受け止め、支援を考えます。また、計画相談支援を利用しない方の支援の中心を担います。	基幹相談支援センター、生活支援センター、療育センター、区福祉保健センター、児童相談所、就労支援センターなど
二次相談支援機関	専門的・個別的な相談及び助言を行います。他の機関と異なり、専門知識を生かして一次相談支援機関等が行う支援をサポートします。	障害者更生相談所、こころの健康相談センター、総合保健医療センター、総合リハビリテーションセンター、十愛病院、横浜医療福祉センター港南、てらん広場、花みずき、青葉メゾン、光の丘、発達障害者支援センター、学齢後期発達相談室くらす、小児療育相談センター

2 本事業の課題と解決に向けた今後の取組の方向性

令和2年6月に横浜市障害者施策推進協議会より答申「軽度の知的な遅れを伴う、あるいは知的な遅れを伴わない発達障害児・者への具体的施策の展開について」が示され、ここでは本事業に係る課題が示されています。

この課題について、以下のとおり今後の対応を進めていく予定です。

課題（答申より）	今後の対応の方向性
<ul style="list-style-type: none">○事業拡大の方法について、早急に検討を開始すること○検討を行うにあたっては地域療育センター・発達障害者支援センターとの役割分担について議論を行うこと○当該事業での支援のあり方を改めて検討し、医療・福祉の機能について見直しを行うこと○検討の結果、学齢後期障害児支援事業の拡充を図ることとした場合、現在の3箇所立地に鑑みて、市域におけるバランスを考慮した配置とすること	<ul style="list-style-type: none">○既存3事業所の強みを活かしながら、相談支援機能のさらなる強化に向けた取組を検討・実施します。○発達障害者支援センターをはじめとして、地域の関係機関（相談支援機関等）との連携を強化するための取組を検討・実施します。○第4期横浜市障害者プラン及び第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画に定めた目標を踏まえ、4か所目事業所の開設に向けた検討を進めることとします。

診療相談部 (児童精神科・神経小児科等)

診療相談部 (児童精神科・神経小児科等) のご案内



連絡先
TEL(相談支援室)
045-321-1721
TEL(診療室)
045-321-1745
TEL(心理相談室)
045-321-1723
FAX
045-321-3037
受付時間

平日(月～金)8:45～17:15
休診日
土・日・祝祭日

主に、思春期・青年期までの発達に関する診療相談と家族関係・学校生活・仕事・地域での暮らし等に視点をあてた支援をしています。
日常生活でお困りになっていることをお気軽にご相談ください。

※2019年4月の法人内の医師異動のため、新患の受入れ枠を大幅に減少することになりました。
待機期間が長期にわたりご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

地域とともに支援する

子どもから思春期・青年期までの方の発達の相談や、メンタルヘルスに関する悩みごとの相談に対応し、診察・精神療法・薬物療法・脳波検査・心理検査・カウンセリングなどを行っています。また、育てにくさや養育上の悩み、家庭での留意点や工夫などについて助言など行っています。

関係機関との連携を大切に、学校や教育相談機関、福祉機関などと協力して、地域全体でお子さまとご家族を支援することを心がけています。

児童精神科・神経小児科等の専門診療を行っています

「知的障害」「自閉症」「てんかん」「広汎性発達障害」「学習障害」「注意欠陥/多動性障害」等の疾患を対象とした児童精神科・神経小児科等の専門診療を行っています。

こだわりやかんしゃく・集団不適応(不登校・他害)・自傷・不安等の症状は、発達の偏りの二次症状として表れる場合があります。こうしたことでお困りの場合、まずは相談支援室にお問い合わせください。

このような疾患を対象に、児童精神科・神経小児科等の専門診療を行っています。

小児療育相談センターをご利用いただく前にご確認ください

小児療育相談センターを診療いただくにあたって、いくつか注意点がございます。初めてご利用される方は、必ずご確認くださいませ。

[お申し込みについて](#)

お申込みの際、直接お電話ください。新規のご相談は「相談支援室」のソーシャルワーカーがお受けいたします。電話で日頃の様子や相談の概略をお聞きし、後日「受理面接」を行います。

尚、学校や地域での生活支援の視点からお住いのエリアに療育センターがある場合は、そちらのご利用をお勧めします。

対象年齢について

初診は、20歳未満の方としております。

受理面接について ※原則、保護者の方との面接になります。

ソーシャルワーカーが1時間程度面接を行い、お子さまの気になる点や困っている事柄、これまでの経緯等についてお話を伺います。また、ご家族の状況やサポート体制などもお聞きし、今後の支援への参考とさせていただきます。

相談料について

受理面接のみ、健康保険の適用外として相談料:3,000円 をご負担いただきます。なお、横浜市在住の方につきましては、年齢により一部減免があります。また、初診以降の診療相談は健康保険の適用となります。

初診の予約について

原則として、受理面接終了後に初診の予約日時を決めさせていただきます。

継続相談等について

必要に応じて、継続相談や関係機関との連携支援を行います。

相談・診療の流れ

1. 相談支援室にご連絡ください

お子様の・ご自身の事で、不安に思うことやお困りごとがありましたら「小児療育相談センター 相談支援室」までご連絡下さい。現在、かかっている医療機関がある場合は、紹介状をお持ち下さい。

相談支援室：045-321-1721

2. 「受理面接」の予約

お電話にて、相談の概要など伺わせていただき、ソーシャルワーカーによる「受理面接」の日取りを決めて、ご予約いただきます。

受理面接を経ずに医師の診療(初診)に入っていただく場合もあります。詳細はお申込みのお電話のときにご確認ください。

3. 受理面接(インテーク)

ご予約いただいた日時に「小児療育相談センター 1階受付」までお越し下さい。ソーシャルワーカーが1時間程度、面接を行います。お子様・ご自身について気になる事や困っている事など、これまでの経緯など含めて伺わせて下さい。

4. 初診の予約

医師による初診の予約は、ソーシャルワーカーとの面接後にお取りいたします。

5. 診療(初診)

医師による診療を行います。

6. 今後の診療・検査についてご説明致します

医師による診療後、今後の診療・検査が必要か等ご説明致します。

予約診療について

小児療育相談センターでは、診療の充実と外来での待ち時間を少なくするために、すべて予約制とさせていただきます。

医師の初診予約は、ソーシャルワーカーとの面接後にお取りいたします。初診以降の検査や再診の予約は、診療時に医師または担当スタッフと調整いただきます。

予約の変更の際はコチラまで

TEL: 045-321-1745(診療室直通)

料金について

保険診療(医療費)の対象となる診療・検査・相談・処方等につきましては、ご加入されている健康保険により、本人またはご家族の負担額を窓口(受付)でお支払いいただきます。

公費負担医療制度の対象となっていらっしゃる方については、健康保険等の一部負担金等についての公費助成が適用となります(当センターは自立支援医療、生活保護法の指定医療機関です)。

医療費のお支払いについてのご相談は「受付窓口」または「相談支援室」でお受けいたします。なお、クレジットカードでのお支払いはできません。

医師による電話相談に関する注意事項

緊急な用件等で医師が電話での相談にお応えした場合、後日医療費を請求させていただくことがあります。あらかじめ、ご了承下さいませ。

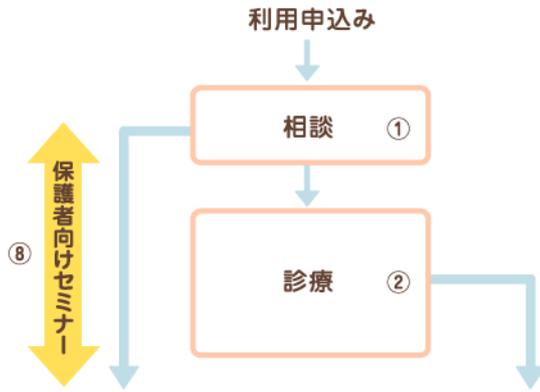
ホーム > [ご利用の流れ] 子どものご利用の流れ - 学齢児への対応 -

子どものご利用の流れ - 学齢児への対応 -



当センターは完全予約制です。
電話(045-473-0666)または直接来所なさって、
予約をお申込みください。

〈学齢児への対応〉



① 相談

発達にご心配や障害のあるお子さんに関する、お問い合わせや相談に応じます。【無料】

② 診療（発達外来）

お子さんの状態に応じて、発達神経内科、発達リハビリテーション科、発達精神科で医師の診察を行います。
医師の処方にもとづき、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理士などの評価・訓練を行います。【診療費】

⑧ 保護者向けセミナー

リハセンター発達外来を利用中のすべての保護者を対象とした「療育講座」、発達神経内科・発達リハビリテーション科を利用中の保護者を対象とした「生活講座」、発達精神科を利用中の保護者を対象とした「ざぶとん講座」があります。いずれの講座も事前申込み制です。【無料】

[詳しくはこちら](#)

ご利用の流れ

子どものご利用の流れ

乳幼児への対応

学齢児への対応

横浜市総合リハビリテーションセンター
総合相談窓口（月～金曜日）
📞 045-473-0666
受付時間 8:45-17:15
FAX(直通) 045-473-0809

ご相談・ご利用を希望する方、まずはお電話をください。

YRS 横浜市に広がる地域のネットワーク
事業団施設のご案内

[ページのトップへ戻る](#)

[横浜市総合リハビリテーションセンターについて](#)

[中期運営方針・目標等](#)

[パンフレット \[2MB\]](#)

[YRSの研究・開発](#)

[YRSのセミナー・研修](#)

社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団

[事業団について](#)

[役員・評議員](#)

[事業報告/決算報告](#)

[社会福祉法人現況報告書 \[743KB\]](#)

[経営理念・方針等](#)

[事業計画/収支予算](#)

[定款 \[286KB\]](#)

[事業団施設のご案内](#)

[サイトマップ](#)

[事業団パンフレット \[40MB\]](#)

このサイトについて
プライバシーポリシー
苦情解決制度について
個人情報の本人開示申出等 [226KB]
一般事業主行動計画

発達障害相談(中学生 高校生)横浜やまびこの里 くらす

社会福祉法人

横浜やまびこの里

小 中 大



HOME > くらす



HOME

法人概要

事業案内

後援会

▶ 横浜市学齢後期発達相談室「くらす」

「くらす」では・・・

主として発達障害のある、または発達障害の疑いがある中学生・高校生の相談をお受けしています。

「家族や友達との関係がうまくいかず悩んでいる」、「卒業後の進路や就職について心配がある」など、生活上困っていることの解決に向けて、学校などの関係機関と連携して支援します。

■例えばこんなことで悩んでいませんか？

- 発達障害ではないかと思う。
- 家族や支援者がどのように対応すればいいだろうか。
- 家や学校で困っていることについて、工夫を考えたい。
- 学校卒業後のことや就労について知りたい。

※医療機関の併設はありませんので、発達障害の診断等はいりません。

相談の流れ

1.電話受付

まずはお電話ください。

<電話：045-349-4531>

居住区、相談者、相談内容、連絡先などをうかがいます。



2.日程調整のご連絡

お電話の内容をもとに、相談の受け方を検討後、日程調整の連絡をいたします。



3.初回相談

予約した日にご来所ください。

来所が難しい場合は、別途ご相談させていただきます。



4.関係機関との調整・継続相談 など

初回相談後は、ご相談内容に応じて、関係機関との調整や継続面談等をおこないます。

☎ 045-349-4531

受付時間は 火～土曜(祝日を除く) 9:00～17:30 です

※月曜が祝日の場合は、翌火曜は休みとなります。

■くらすへのアクセス

学齢後期障害児支援事業実績について（補足説明資料）

平成 28 年度から令和 3 年度までの過去 6 年間の実績データから確認できる事項は次のとおりです。

1 相談件数について

- ・令和元年度をピークに以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、やや減少している状況です。
- ・年齢別では中学生年代（13 歳～15 歳）が相談全体の 40～45%、高校生年代（16 歳～18 歳）が 30%超を占めていますが、各年度も 19 歳以上の利用者が 10%以上あります。
- ・所属別では、中学校で一般級に所属する生徒が約 30%、高校でも全日制高校が約 13%を占めており、個別級や特別支援学校に通学する生徒よりも多いです。近年、定時制・通信制高校が増加傾向です。

2 障害種別について

- ・障害種別では、知的障害を伴わない自閉症スペクトラム症がほぼ半数を占めています。

3 相談方法・対象者、相談経路について

- ・主な相談方法は来所及び電話による相談ですが、本人が実際に相談に関わるケースは全体の 20%程度にとどまっており、家族を対象にした相談が 60%を占めています。
- ・相談経路（相談に至った経緯）は小児療育相談センター、リハビリテーションセンターは「地域療育センターからの紹介」が多くなっています。
一方くらすでは、「本人や家族が自ら調べて」相談につながるケースが最も多くなっています。
なお、いずれの事業所においても「学校からの紹介」が一定程度あります。

4 相談内容について

- ・家庭での対応、学校・通所先での対応に関わる相談が多く、ついで制度利用のための診断書等の書類作成や不眠・情緒面等の医療調整等の医療にかかるニーズの内容となります。

5 居住区別の状況について

- ・各区の学齢後期年齢（13 歳～18 歳）人口に対する利用者の比率では、中区、磯子区、青葉区、栄区、瀬谷区が相対的に低くなっている状況です。

6 関係機関支援について

- ・カンファレンスは新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向ですが、相談対応件数は影響なく件数は増加傾向です。相談は福祉・教育機関からが大半を占めています。

7 その他（会議・勉強会等）

- ・小児は当事者グループ活動件数、リハは家族のための勉強会の件数、くらすは関係機関との連携の会議への出席（発達障害に関する研修も含む）件数が多くなっています。

学齢後期障害児支援事業の課題と今後求められる役割について

相談者（本人・保護者）	現状・課題	今後求められる役割	具体的な取組のイメージ	取組により期待される効果
<p>■福祉サービスを利用している場合</p>	<p>○学齢後期の障害児が利用するサービスが充実し、関係機関が増加しつつある。</p> <p>○既に相談機関や支援事業所（障害児通所支援事業等）、学校等の身近な相談者や一次相談支援機関による支援が開始・実施されている場合が少なくない。</p> <p>○関係機関より本人及び保護者への対応に係る助言等を求められる機会が増えている。</p> <p>○発達障害への十分な理解のある医療機関が不足している。</p>	<p>○他機関が行う支援に対する専門的助言や情報提供等の充実が求められる。</p> <p>○医療機関における発達障害への理解が深まるための助言等を行う機会の充実が求められる。（医療型事業所）</p>	<p>○学齢後期障害児支援事業所の相談対応従事者向けに、支援者支援を行うために必要なスキル等を身につけるための機会を設ける。</p> <p>○学齢後期発達障害児支援のあり方について共通認識を持つとともに、それぞれの事業所の支援の強みの地域での活かした方等の周知機会を設ける。</p>	<p>○本人及び保護者に日々関わりを持つ機関の（発達障害に関する）アセスメント力や支援スキル等が向上する。</p>
<p>■上記以外の場合</p>	<p>○中高生年代になり、初めて相談支援等を利用する人たちが多く、サービス利用等に抵抗がある人（特に本人）が少なくない。</p> <p>○当事者及び家族が困り感を感じていない中で、学校等から助言を求められるケースがある。</p> <p>○学校等関係機関における障害特性等への理解不足等により個々の配慮等への意識が薄く、連携等が難しい場合がある。</p>	<p>○本人や保護者からの直接的な相談を受け止める役割を果たし続けることが求められる。</p> <p>○個々のニーズに応じて、学校等関係機関との連携や（関係機関に対する）支援のあり方を確立していくことが求められる。</p>	<p>○学校や他の関係機関に対して、学齢後期障害児支援事業所の役割等を正しく認知・理解してもらうための機会を設ける。</p> <p>○学齢後期発達障害児支援のあり方について共通認識を持つとともに、それぞれの事業所の支援の強みの地域での活かした方等の周知機会を設ける。</p>	<p>○学齢後期障害児支援事業に係る市民への認知度がさらに高まる。</p> <p>○学校や地域社会における発達障害に対する理解が深まる。</p>
<p>■共通</p>	<p>○成人期に移行した際の相談先が明確になっていない。</p>	<p>○個々のニーズにあった相談支援機関の案内等が求められる。（市の相談支援体制の課題）</p> <p>○成人期への移行を踏まえた相談支援のあり方を確立していくことが求められる。</p>	<p>○成人期への移行のあり方について共通認識を持つための機会を設ける。</p>	<p>○成人期に移行する際に着実な引継ぎがなされ、一貫した相談支援体制が構築される。</p>

第2回 横浜市学齢後期障害児支援事業検討会

令和4年8月4日(木) 18:00~20:00

市庁舎18階 みなと5会議室

次 第

- 1 学齢後期障害児支援事業の主たる対象者の整理に係る課題や今後の対応の考え方

資料1

資料2

- 2 学齢後期障害児支援事業所と主な関係機関との連携の状況と主な課題

資料3

	統計（実績）から確認できる事項	課題	今後の対応の考え方
■ 障害の程度を踏まえた整理	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害の程度が重度・最重度の児童及び保護者（以下、児童等という。）よりも、中・軽度の児童等もしくは療育手帳を所持しない児童等からの相談件数が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 重度・最重度の児童等が、専門的な相談ができる機関は十分に確保できていない。（日常的な相談は、区福祉保健センターや基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所等に対応している。） 中・軽度の児童等もしくは療育手帳を所持しない児童等にとって、日常的に相談しやすかつ発達障害に理解のある相談窓口が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 重度・最重度の児童等については、原則として、日常的な相談支援を行う区福祉保健センターや基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所等に対して、専門的な助言や技術支援等を行う。 中・軽度の児童等もしくは療育手帳を所持しない児童等については、相談しやすい日常的な相談窓口としての機能を担う。
■ 通学先を踏まえた整理	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び個別支援級に通学する児童等よりも、一般級に通学する児童等からの相談件数が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び個別支援級通学児童の方が、専門的な相談ができる場所は十分に確保できていない。（日常的な相談については、区福祉保健センターや基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所等に対応している。） 一般級通学児童にとって、日常的に相談しやすかつ発達障害に理解のある相談窓口が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校及び個別支援級に通学する児童については、原則として、日常的な相談支援を行う区福祉保健センターや基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所等に対して、専門的な助言や技術支援等を行う。 一般級通学児童については、相談しやすい日常的な相談窓口としての機能を担う。
■ 医療に関するニーズを踏まえた整理	<ul style="list-style-type: none"> 医療型事業所において、診断書等書類作成に係るニーズが年々増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度利用のための診断書書類作成ニーズは、相談支援ニーズを伴わないものが多く、医療型事業所における受入れ対応をひっ迫している。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度利用のための診断書書類作成については、地域の医療機関でも対応できるよう、医療体制の整備を図る。
■ 関係機関支援を行う対象を踏まえた整理	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所よりも、教育機関や行政機関（区福祉保健センターや児童相談所）からの相談（依頼）件数が多くなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所（特に放課後等デイサービス事業所等）や教育機関からの相談依頼は想定されていない。（二次相談支援機関の役割として） 	<ul style="list-style-type: none"> 区福祉保健センターや基幹相談支援センター、障害児相談支援事業所等に対して、個別ケースに係る専門的な助言や技術支援等を行う。 それ以外の福祉サービス事業所等に対して、（個別に専門的な助言や技術支援等を行うことは難しいが、）研修等の実施により、各事業所の発達障害への理解を深めるための取組を実施する。

学齢後期障害児支援事業が相談対応を行う対象者数の試算について

1 文部科学省による調査

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」
 (別紙参照) の結果を参照

【参考】調査の概要

- **実施主体**
 文部科学省が協力者会議を設け実施方法等について検討し、実施。
- **調査期間**
 平成 24 (2012) 年 2 月から 3 月まで
- **調査対象**
 全国 (岩手、宮城、福島の 3 県を除く) の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒
 (通級利用者含む、特別支援学校及び個別支援学級は除く)
- **標本児童生徒数**
 53,882 人 (小学校 : 35,892 人、中学校 : 17,990 人)
- **調査方法**
 - ・全国の公立の小中学校からそれぞれ 600 校を抽出し、各学校で各学年 10 人 (男女 5 人) を抽出して実施する。
 - ・質問項目には、調査対象の学級担任等が記入し、特別支援教育コーディネーターまたは教頭 (副校長) のいずれかによる確認の後、校長の了解のもとで回答する。学級担任が判断に迷う場合には、校内委員会や教務主任等に相談可能とする。
- **備考**
 令和 4 (2022) 年 1 月から 2 月に同様の調査を実施。12 月頃までに結果を公表予定。

【調査結果 (抜粋)】

知的発達に遅れはないものの学習面各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合
 (小中学校合計)

	推定値
A: 学習面で著しい困難を示す	4.5%
B: 「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%
C: 「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%

知的発達に遅れはないものの学習面各行動面で著しい困難を示すとされた生徒の学年別集計
 〈中学校〉

	推定値			
	学習面又は行動面で著しい困難を示す	A	B	C
中学校	4.0%	2.0%	2.5%	0.9%
第1学年	4.8%	2.7%	2.9%	0.8%
第2学年	4.1%	1.9%	2.7%	1.0%
第3学年	3.2%	1.4%	1.8%	0.9%

2 事業対象者数の試算

学齢後期障害児支援事業において

- ・直接的な支援の対象を行う層を「通常の学級に所属する」「学習面又は行動面で著しい困難を示す」生徒と仮定
- ・高校生における「学習面各行動面で著しい困難を示すとされた生徒」の割合を3.0%と仮定

■市内の学齢後期年齢（13歳～18歳）人口 ※令和4年1月1日時点

190,189人

内訳：中学生年齢（13歳～15歳）94,855人 ≒ 95,000人

高校生年齢（16歳～18歳）95,334人 ≒ 95,000人

中学生年齢人口 95,000人×4.0% = 3,800人

高校生年齢人口 95,000人×3.0% = 2,850人 計6,650人

6,650人÷72.8%（*）=9,134人：学齢後期障害児支援事業で対応すべき想定児童数

そのうち

- ・70%の方（約6,400人）は直接的な支援を行う対象、
- ・30%の方（約2,700人）は主に二次相談支援機関として間接的な支援（主に研修等による支援者支援）を行う対象と推計する。

（*）学齢後期障害児支援事業所への相談件数（中学生・高校生に係る相談）のうち個別級もしくは特別支援学校通学児童からの相談件数を除いた件数

5,196件－（714件＋126件＋572件）＝3,784件（全相談件数の72.8%）

【参考】学齢後期障害児支援事業所 相談管理数（令和4年3月末時点）

- ・3事業所合計 5,046人（うち相談実数2,091人）
- ・相談件数（延べ件数）7,611件

主な支援対象となりうる層に対する生徒数（推計）に対し、現状の相談体制では不足している

学齢後期障害児支援事業所と主な関係機関との連携の状況と主な課題

資料3

	現在の連携の状況	主な課題
<p>■教育機関（学校）との連携について（特別支援学校等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談（登録）ケースについて、親御さんの了承のもと、学校との情報共有、学校訪問をしてケースの観察、カンファレンスへの参加、支援アドバイスなどを行ってきた。 ・面談の中で得られた情報で本院のできそうなことを学校に伝え、学校内でできそうなことを実行してもらおう。 ・親御さんの不安定さについて困っている学校へのアドバイスとして、どういった対応が効果的かを助言している。 <ul style="list-style-type: none"> ・校長、クラス担任、専任、コーディネーター、SSW、養護教諭等と関わりがあり、ケース支援（不登校、学習不振、合理的配慮、精神不調、不適応行動など）についてやりとりをしている。 ・日常的な情報共有、助言は電話、来所（診察同席、相談）、訪問、文書などを通して実施している。 ・コンサルテーションについては、来所形態により主治医、担当セラピスト、担当ソーシャルワーカーが相談に応じる。カンファレンスは来所or訪問で対応している。教育機関だけではなく区、基幹相談支援センター等と合同で参加する。 ・機関間連携は、市特別支援教育コーディネーター協議会などへの参加や県立特別支援学校高等部への知的専門外来の案内等を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校教員からの相談では、先生方の対応を支持しながら、心理士の見立て（心理検査結果や作業などを通したインフォーマルなことも含めて）を参考に、学校の日常場面での対応等を一緒に考えたり助言したりしている。 ・高等特別支援学校との連携では、粗暴行為、万引き、家金持出、卒業後の福祉制度の活用支援等の問題について、学校、区福祉保健C、児相、区基幹相談Cなどと継続的にケースカンファレンスを開催し、情報共有しながら本人や家族、各機関に対して具体的な支援の検討をしている。 ・学校担任が診察に同席し、医師・SWと共に本人の病状確認を行うこともある。高等特別支援学校に通うお子さんでは、病態に応じてどのような実習が望ましいかなど話し合う機会にもなっている。 ・服薬している子どもについて、学校での様子を聞きながら、母からの情報を総合して薬の効果測定を行い、医師が服薬調整を行う。 ・知能検査の結果の報告、それを踏まえて、学校でのかかわり方の工夫についてやり取りする。 ・不適切行動がなぜ起きているのかについて、状況を分析し、対処方法を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース化されていない生徒の相談を受けることがあり、支援学校のケースに対してどこが対応していくのが課題になるのではと思う。 ・進路についてどちらが主導になるのか曖昧になりがちなどところがある。 ・学校と支援機関が対立しそうなケースについて、緩衝材的な役割を求められる場合があり得る。 <ul style="list-style-type: none"> ・体制上、学校からのニーズに即応が難しい。特にコンサルテーションは開催までに待機期間があることが多い。日程調整面でカンファレンス参加が難しいことが多い。 ・学校生活以外の課題を有する生徒も多く教員の負担が大きい。 ・他関係機関も含めた連携が不可欠。 ・学校によって理解、対応に格差ある印象。 ・教育機関と医療機関との役割分担の共有が難しい場合がある。 ・市立特別支援学校高等部が年金診断書ニーズのみの安定した生徒に受診を勧めることが少なくない。 ・知的障害専門外来をさらに周知する必要があると感じている。 <ul style="list-style-type: none"> ・時々、保護者の了承なく連絡をいただくことがある。（なるべく当センターとしては、最初からオープンにしていっての方が今後の連携につなぎやすい。） ・不適切行動の対処については、服薬の提案をされることがある。服薬すればすべてが落ち着くわけではないこと、対応の工夫の知識が必要なことを理解していただく必要がある場合がある。障害に関する知識の啓発は現状でもなされているとは思いますが、今後も継続していく必要があると思う。 ・学校側と療育Cの間で発達障害に対する基本的な理解、対応方法などが大きく異なる場合、ケースの混乱につながることもある
<p>■教育機関（学校）との連携について（特別支援学校以外）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談（登録）ケースについて、親御さんの了承のもと、学校（学年主任、児童専任、特別支援教育Co、担任）との情報共有。ケースカンファレンスへの参加。SC、SSWとの情報共有。 ・区の特支援教育Co連絡会でケースについての情報共有を行うほか、学校支援担当者連絡会への参加、情報共有を行っている。 ・全日制高校以外の進路情報については中学校側も把握していないことが多く、適宜情報共有をしながら進めている。 ・不登校児童の扱いについて学校側も対応に困っている場合が多いので情報共有をしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・クラス担任、専任、コーディネーター、SSW、養護教諭等との間で、ケース支援（不登校、学習不振、対人面、合理的配慮、精神不調など）について、やりとりをしている。 ・機関間連携としては、市特別支援教育コーディネーター協議会などへの参加や、市立高校SSWと情報交換会を実施する予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によって（担当者によって）発達障害への理解度、対応の仕方が違うため、スムーズな情報共有の仕方の課題がある。特別支援Co、SSWなどがキーパーソンになるか。 ・合理的配慮について学校によって姿勢がだいぶ異なっている。（LDの診断があっても、他にもっとできない子がいるからとなってしまう） <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関としての機能と学齢後期障害児支援事業所としての機能について周知が不十分。 ・発達障害に関する知識が不十分。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般学級在籍の発達障害（疑い）の生徒に対して、合理的配慮の要望に対して、学校がどこまで提供すべきかなどの判断についての相談。担任、学年主任、特別支援教育Co.、校長などが参加したケース会議を参加（開催）した。 ・一般学級在籍の発達障害（疑い）の生徒に対して、学校を訪問し、授業参観、ケース会議を実施した。当Cでの見立て（相談経過や家族状況等の情報、心理検査結果から考えられる本人の特性）を共有し、特性理解に基づいた支援方法などの検討などを行った。 ・学校が対応に困っているケース、保護者、本人から希望があったケースについては、診察、心理検査後に本人の特性の共有を行う（電話、先生方の来所、訪問など）。 ・本人、保護者から学校に対して言いにくいことの代弁。 ・服薬している子どもについて、学校での様子を聞きながら、母からの情報を総合して薬の効果測定を行い、医師が服薬調整を行う。 ・学校からの特別支援教育についての研修講師対応。 ・保護者から日常の様子を伺うことが難しい場合には、診療前に情報共有をし、診療での話と併せて現状をとらえるようにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が診断や投薬を求めているが、本人や家族の思いと合致していない場合も多い。 ・小学校では、専任（コーディネーター兼任）が関係機関との連携に関わることがほとんどだが、中学校の場合は、担任や学年主任、生徒指導専任が窓口になることが多く、特別支援教育コーディネーターが関わらないという事もある。校長や副校長など管理職が特別支援教育をどの程度意識しているかによって、学校での特別支援教育に関する取り組みに差が大きいと感じる。 ・特別支援教育コーディネーターは担任を持っていると、業務が多忙で対応しきれていないという事もある様。校内で孤軍奮闘している印象もある。 ・学校としては、卒業までい何とかなしてあげたいと熱心に関わっていることも多い。本人の特性や家族状況も考慮して対応しないと、学校の関わりが本人や家族にとって負担となってしまう場合もある。 ・時々、保護者の了承なく連絡をいただくことがある。（最初からオープンにしていった方が今後の連携を進めやすい。） ・診療前に情報提供をしていただくこともあるが、当センターの待機期間が長くなってしまっているため、いただいた事前情報と診療時の本人の様子に変化が生じてしまう。 ・検査結果やDr所見を伝える情報共有で連携が終わってしまうケースが多い。学校での個別支援計画のような、本人の課題（学校課題含む）の設定の上、定期的な振り返りを行い、学校在籍中の対応に留まらない将来に向けた支援を継続的に行っていけると良いかとも思う。しかしそれを行うには学齢後期側の職員の数が少ない。また、3機関で学校連携用のフォーマットを共通のものを作るなどしないとサービスの不公平、やり過ぎ、やらなさすぎが生じそう。 ・学校連携とはずれてしまうのですが、保護者、学校の意識としては「福祉型」は相談機関と認識されていますが、「医療型」そういった認識をあまりされていない印象です。「医療型」は医療の受け皿にはなっていますが相談の受け皿にはなっていないのかもしれませんが。相談の充実は大切かと思いますが、個別相談をしていくとなると「医療型」は利用者の母数が多く対応しきれない心配があります。個別支援もですが、学校支援、事業所支援を中心にした支援者支援を行うことで地域の障害理解を進めていく方が現実的かもしれません。 ・学校側と療育Cの間で発達障害に対する基本的な理解、対応方法などが大きく異なる場合、ケースの混乱につながることもある。
<p>■福祉サービス事業所（障害児通所支援・障害児相談支援）との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援はケースカンファレンス等での情報共有 ・障害児相談支援（計画相談）は、ケースによっては面談同席、ケースカンファレンスでの情報共有 ・基幹相談Cは学齢後期障害児支援事業所による支援終了後のつなぎ先として連絡調整。また登録ケースの生活（家庭）支援として、基幹につなぎ、情報共有を行いながら役割分担を行うことも。 ・（親御さんに対して）計画相談導入時の選定の助言、つなぎ方、情報提供を丁寧に行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時折、放課後等デイサービス事業所より、事業所のケースについての対応方法の相談を受けること、児童入所施設から支援方法についてのアドバイスを求められることがある。基本は1次相なので対応はしていない。 ・計画相談を利用する場合、どちらが主となって進めていくかが課題になるかもしれない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、就労支援事業所、計画相談事業所、放デイ、地域療育センターとやりとりがある。 ・放課後等デイサービスの事業所から、本人への対応相談を直接受けたことがある。 ・限定された場所での困り感をどうするか検討するよりは、まずはご家族や学校担任と本人の状態を確認し、全体像を把握した上でフィードバックすることとした。 ・事業所内での行動について、関わり方の工夫についてのアドバイス。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での相談場所、成人期以降の相談場所として基幹を紹介している。どの区ともお互いの状況を共有したうえで進める必要を感じている。 ・保護者から、放課後等デイサービスの職員に対して助言をしてほしいという希望を何度か受けた。当センターの立ち位置が、事業所への指導的立場ではないので、ご希望に沿えない、またはどのように相談を受けるか迷う。

<p>■区福祉保健センターや児童相談所との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会ケース、児童相談所絡みのケースについては、情報共有を行う。児童相談所や区福祉センターから学齢後期障害児支援事業所を紹介した旨の連絡をもらったりする。区福祉センターはこども家庭支援課や生活支援課から連絡をもらうこともある。 ・学校教育事務所のS S Wからのケースの紹介を受け、登録後に情報共有などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・紹介はするが、そのあとの連携が弱いケースもある。児相と家族の関わりが減り、学齢後期障害児支援事業所に投げっぱなしの時が見られる。 ・要対協ケースが適当と思われる場合もそこまでもっていくのに、時間がかかる場合もある。 ・学齢後期障害児支援事業所が関わっているのならと児相が介入せず引いてしまうケースがいくつかあった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児相からは、虐待、暴力ケースの共有、相談がある。 ・区からは、要配慮ケースの共有、相談がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児相との役割分担の共有 ・区は福祉サービス利用児以外は介入・相談が難しい印象。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護中の当C利用児や家族等の情報共有など。 ・一時保護を繰り返すケースについて、学校や区福C、基幹相談なども含めて、継続的にケース会議を実施。 ・区、または児童相談所が主催の要保護児童対策地域協議会ケースのカンファレンスへの参加。 ・保護者から家庭での養育の困難さへの相談があった際に、入所の相談の場合は児童相談所、生活面やサービスの相談は区役所を案内する際に、その前後で必要なケースについては児相、区役所と情報共有の連絡を取る。 ・児相、区で相談継続をしているケースについての定期的な情報共有。(カンファ、電話) ・一時保護解除に向けた本人へのサポート検討(カンファ)を行う。 ・当Cで把握した虐待疑い、虐待リスク家庭について報告。対応相談。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳で終結となってしまうため、それ以降の引継ぎがうまくできていないことがある。 ・学齢後期までの要支援ケースには、手帳の有無に関わらず、児相や区福C(こ家)が関わることがある。しかし、成人すると行政の窓口はなくなってしまう(高齢障害支援課に相談しようとはならないケースも多い)ので、成人すると支援が途絶えたり、手薄になったりするケースがある。当Cにつながっていると、発達障害者支援Cにつなぐという事もなかなかスムーズにいかない。 ・青少年相談センターに引きこもりケースなどをつなぎたいが、当Cが関わっているからという理由で受け入れてもらえないことがあった。 ・連携についてはではないですが、要保護児童対策地域協議会だと対象が世帯になるので、家族構成員が多い家庭だとそれぞれの相談、関係機関とのやり取りが生じるので区、児相の業務が膨大になり大変と感じる。
<p>■医療機関との連携について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談(登録)ケースの了解のもと、病院のドクターやケースワーカーと情報共有。 ・必要に応じて医療への情報提供書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を見られる児童精神科の数に限りがあるため親御さんからは医療機関の情報を求められることが多いが提供できる情報も限られてしまう。 ・Drの時間がとりづらい。
	<ul style="list-style-type: none"> ・二次障害が顕著なケースの入院調整、転院調整 ・18歳以降の転院調整、転院先への診療情報提供について ・他医療機関からの紹介 ・SWとMSWとで連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先開拓 ・転院先開拓(成人の発達障害対応) ・保護者が「これまで診てくれた医師にずっと相談したい」という意識が強い。これは幼児期から地域療育センター等の関わり方を工夫するべき。「医師でなくても安心」に思うように。成人期の課題は医療でなくて福祉の方が安心という意識へ。 ・知的障害者専門外来、区分認定意見書対応医療機関の拡大があるとよいのではないかな。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当C利用児についての入院相談。中には、入院時の受診にS Wが同行することも稀にある。 ・退院に向けての情報共有などはされないことが多い。 ・入院相談。入院相談の際に、KCMCの相談室や市大D rからは本人の状態に合った入院先の情報やアドバイスをもらった。 ・転院先からのこちらの心理検査結果の取り寄せ依頼への対応。 ・2つの医療機関を併用しているケースについては、担当者と“どのような見立てで、どのような対応をしているか”などを共有し、どう棲み分けをするかについても整理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族、学校や関係機関と一緒に、退院に向けてのケース会議や情報共有等ができること、退院後の支援に生かせるのではないかな。 ・D rの異動や病院の状況により、以前と対応が変わることがあるので(例:以前は児童を診ていたが診られるD rがいなくなった。全体的に医者不足など)年度ごとなどタイムリーに医療機関の状況(入院相談、外来受診の受け入れ)が分かるようになってきていると良いかな。 ・併用の場合には、各医療機関での診療や心理相談の方針が異なるため、ケースが混乱することがある。

令和5年度から横浜市立高等学校で 通級による指導が始まります!

Point 1

自校通級

(令和5年度~)

横浜総合高等学校で
「自校通級」を行います。

令和5年度から横浜総合高等学校において、学校設定科目として「自立活動(仮称)」の講座を設定し、対象生徒に対して、特別の指導を行います。
また、横浜総合高等学校を「通級による指導」の「拠点校」とします。

Point 2

巡回による指導

(令和6年度~)

全市立高等学校へ
「巡回による指導」を
行います。

令和6年度から対象を全ての市立高等学校(※)の生徒に拡大し、「拠点校」の担当教員が、生徒の在籍校を巡回し、指導や支援を行います。

※横浜市立高等学校は、9校10課程及び別科があります。金沢高校・桜丘高校・戸塚高校・東高校・南高校・横浜サイエンスフロンティア高校・横浜商業高校・みなと総合高校・横浜総合高校・戸塚高校
定時制・横浜商業高校別科

Point 3

他校通級

(令和5年度~)

特別支援学校(盲・ろう)で
「他校通級」を行います。

令和5年度から弱視、難聴、言語障害のある市立高等学校の生徒が、盲特別支援学校・ろう特別支援学校(他校)に通い、指導や相談を受けることができるようになります。

「通級による指導」ではこのような生徒を支援していきます!

友達とのコミュニケーションが
うまく取れなくて悩んでいる

スケジュールが
うまくできない

聞こえにくさや見えにくさを
補う方法を知って、
日常生活を過ごしやすくしたい

文字を読んだり
書いたりすることの
苦手さを改善したい



話しにくさを
誰かに相談したい

「通級による指導」とは?

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態です。困難さを感じている生徒一人ひとりに対応して個別の指導計画を作成し、障害による学習や生活の困難の改善・克服を目的として指導します。

横浜市立高等学校における「通級による指導」に関する

Q&A



どのような生徒が指導の対象となりますか？

横浜市立高等学校に在籍する生徒で、次に記載する障害等があり、生徒本人と保護者が「通級による指導」を希望し、かつ在籍校及び横浜市教育委員会に指導が必要であると認められた生徒とします。

- ①「自校通級」、「巡回による指導」:自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害
- ②「他校通級」:弱視、難聴、言語障害



横浜総合高等学校の「自校通級」ではどのような指導を想定していますか？

学校設定科目として「通級による指導」の内容の講座を設置します。内容は、情緒障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の障害による学習上又は生活上の困難を改善したり、克服したりするために「自立活動」の内容に相当する指導を行います。個々の障害等の状態に応じて個別の指導計画を作成し、「心理的な安定」「人間関係の形成」「コミュニケーション」「環境の把握」など、生徒一人ひとりに合わせた指導を行います。単なる各教科の遅れを補充するための指導は行いません。



市立高校生に対して行う弱視、難聴及び言語障害の「他校通級」ではどのような指導を想定していますか？

中学校段階までの通級指導教室や個別支援学級、特別支援学校で受けていた視覚障害、聴覚障害、言語障害に関する「自立活動」に相当する指導を継続します。盲・ろう特別支援学校の担当教員が指導にあたることで、学校生活上の困難さの解消をします。また、自己理解を深め、将来に向けた自己決定をしていくことができるよう支援します。



「通級による指導」によって、期待できることは何ですか？

「通級による」指導により、自己の特性を理解するとともに、学習上・生活上の困難について自分に合った対処法を知ることで、進学先や就職先で必要となる力や必要な支援や配慮を依頼する力をつけることが期待されます。

お問い合わせ

- 自校通級・巡回による指導に関すること 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課 ☎045-671-3272
- 特別支援学校への他校通級に関すること 横浜市教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 ☎045-671-3958

学校所在地

- 横浜市立横浜総合高等学校 〒232-0061 横浜市南区大岡2丁目29-1
- 横浜市立盲特別支援学校 〒221-0005 横浜市神奈川区松見町1丁目26
- 横浜市立ろう特別支援学校 〒240-0067 横浜市保土ヶ谷区常盤台81-1